



白山ユネスコエコパーク
Mount Hakusan Biosphere Reserve

白山ユネスコエコパーク管理運営計画書

Mount Hakusan Biosphere Reserve

Management Plan

2019 - 2025

【 案 】

ユネスコ「人間と生物圏」計画

UNESCO MAN AND THE BIOSPHERE PROGRAM

白山ユネスコエコパーク協議会

Mount Hakusan Biosphere Reserve Council

管理運営計画書(案)目次

1. はじめに.....	1
1.1 ユネスコエコパークとは.....	1
1.2 ユネスコエコパークの仕組み.....	2
1.3 国内におけるユネスコエコパーク.....	2
2. 白山ユネスコエコパークの概要.....	3
2.1 登録.....	3
2.2 概況.....	6
2.3 ゾーニングと構成エリア.....	18
3. 管理運営計画の基本事項.....	27
3.1 計画の趣旨.....	27
3.2 計画の位置づけ.....	27
4. 管理運営の基本構想.....	30
4.1 全体テーマ.....	30
4.2 目的と方針.....	31
4.3 計画期間.....	32
4.4 管理運営の方針.....	33
4.5 管理運営の体系.....	37
5. 管理運営の施策.....	38
5.1 基本方針1の施策展開.....	38
5.2 基本方針2の施策展開.....	42
5.3 基本方針3の施策展開.....	45
5.4 重点方針の施策展開.....	50
6. 計画の実施.....	52
6.1 白山ユネスコエコパークの管理運営体制.....	52
6.2 計画の推進体制.....	55
6.3 実施状況の評価.....	57

1. はじめに

1.1 ユネスコエコパークとは

「人間と生物圏(MAB)計画^{※1)}」(※MAB: Man And the Biosphere。以下、MAB計画という。)は、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の科学プログラムであり、1971年に開始されました。

その実践的なサイトとして、1976年から「生物圏保存地域」(英語名: Biosphere Reserve、和名通称: ユネスコエコパーク^{※2)}。以下、ユネスコエコパーク(BR)という。)の登録が進められ、2018年7月現在、122カ国686サイトで構成される世界規模のネットワークとなっています。

ユネスコエコパーク(BR)は、人間と生物圏(自然)の共生が大きな理念であり、「生物多様性^{※3)}の保全」、「学術的研究支援」、「経済と社会の発展」の3つの機能を維持向上させることで、持続可能な社会づくりを目指すものです。

ユネスコエコパークの3つの機能

生物多様性の保全の機能

人間の干渉を含む生物地理学的区域を代表する生態系を含み、生物多様性の保全上、重要な地域であること。

学術的研究支援の機能

持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場を提供していること。

経済と社会の発展の機能

自然環境の保全と調和した持続可能な発展の国内外のモデルとなりうる取り組みが行われていること。

※1 人間と生物圏(MAB)計画: 1971年にユネスコが開始した、生物多様性の保護を目的に自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学研究を行う国際的な取り組みのこと。

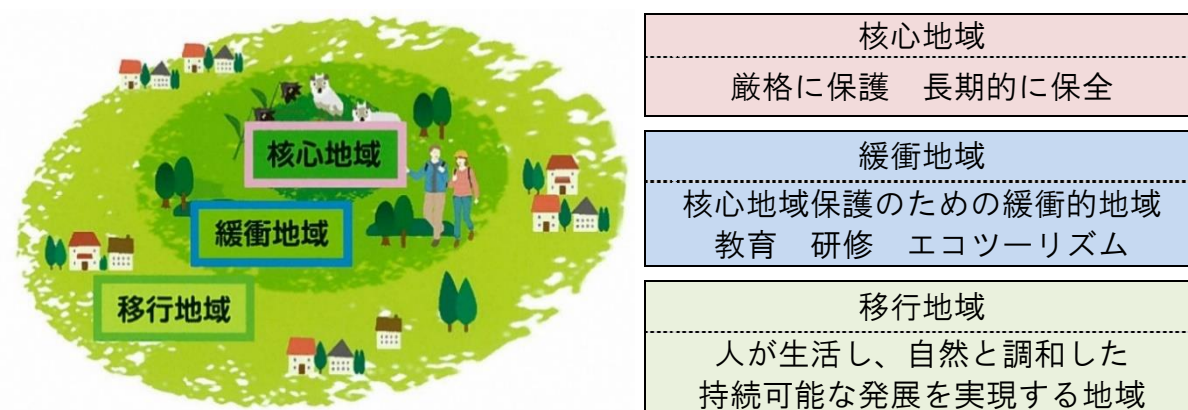
※2 ユネスコエコパーク: 生物圏保存地域により親しみをもってもらうために、2010年に日本ユネスコ国内委員会で決定された日本国内での愛称のこと。

※3 生物多様性: 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性という3つのレベルでの多様性を意味する。

1.2 ユネスコエコパークの仕組み

ユネスコエコパーク (BR) は、核心地域 (Core area)、緩衝地域 (Buffer zone)、移行地域 (Transition area) の 3 つの土地管理区分 (ゾーニング) で構成され、それぞれの管理主体の責任の下、管理運営されています。

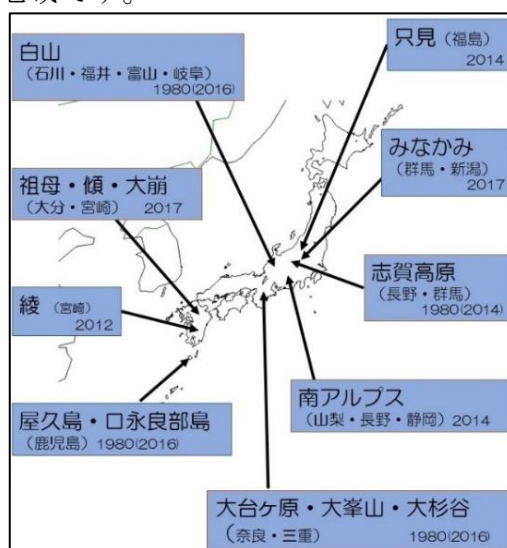
陸上・沿岸・海洋生態系を対象に、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を調和させることを目的としています。そのため、ユネスコエコパーク (BR) では管理運営計画を策定し、目的達成のための進捗管理をユネスコに定期的に報告する義務があります。



ユネスコエコパークの3つのゾーニングと特徴

1.3 国内におけるユネスコエコパーク

国内におけるユネスコエコパーク (BR) は、2017年6月現在、志賀高原 (長野県・群馬県)、白山 (石川県・福井県・富山県・岐阜県)、大台ヶ原・大峯山・大杉谷 (奈良県・三重県)、屋久島・口永良部島 (鹿児島県)、綾 (宮崎県)、只見 (福島県)、南アルプス (山梨県・長野県・静岡県)、祖母・傾・大崩 (大分県・宮崎県)、みなかみ (群馬県・新潟県) の9地域です。



日本のユネスコエコパーク (数字は登録年(拡張登録年))

2. 白山ユネスコエコパークの概要

2.1 登録

(1)名称

白山生物圏保存地域(和名正式名称)

なお、英語名は Mount Hakusan Biosphere Reserve、和名通称は白山ユネスコエコパークであり、本計画では「白山ユネスコエコパーク」と記載します。

(2)登録の経緯

白山ユネスコエコパークは当初、政府主導によって登録準備が進められ、1980年に「核心地域」と「緩衝地域」のみで登録されました。その後、持続可能な発展の重要性が認識されるようになり、1995年の第2回世界生物圏保存地域会議(スペイン、セビリア)でまとめられた「セビリア戦略」において、「移行地域」を含めた3つのゾーニングを全て設定することが要件となりました。

白山ユネスコエコパークでは、「移行地域」を設定するために2013年2月から富山県南砺市、石川県白山市、福井県大野市・勝山市、岐阜県高山市・郡上市・白川村の4県7市村が連携して協議を図り、2016年3月に「移行地域」の追加を含む拡張登録がユネスコに認められました。

(3)登録の目的

白山ユネスコエコパークは、白山という1つの山を共通のシンボルとして、複数の地域が互いに手を取り合うことで生物多様性や自然資源の保全を図り、自然環境に適応した暮らしや文化に新たな価値を付加し、住民主体による持続可能な地域づくりを行うことを目的に登録されました。



©UNU-IAS OUIK

白山ユネスコエコパーク拡張登録記念シンポジウム(2016年5月)

United Nations Educational, Scientific
and Cultural Organization



Programme on Man and the Biosphere

By decision of the Bureau of the International
Co-ordinating Council of the Programme on Man
and the Biosphere, duly authorized
to that effect by the Council

Mount Hakusan

is recognized as part
of the international network of Biosphere Reserves.

This network of protected samples of
the world's major ecosystem types
is devoted to conservation
of nature and scientific research
in the service of man.

It provides a standard against which can be measured
the effects of man's impact
on his environment.

Date
Paris,
17 February 1981

A. I. I. I. I.
Director-General
of Unesco
Amadou-Mahtar M'Bow

白山ユネスコエコパーク登録証(1980)



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



Man and
the Biosphere
Programme

MAN AND THE BIOSPHERE PROGRAMME

*By decision of the
International Co-ordinating Council
of the Programme on Man and the Biosphere,*

Mount Hakusan Biosphere Reserve Extension Japan

*has been designated for inclusion
in the World Network of Biosphere Reserves.*

*The world's major ecosystem types and landscapes
are represented in this Network, which is devoted to conserving
biological diversity, promoting research and monitoring,
as well as seeking to provide models of sustainable
development in the service of humankind.*

*Participation in the World Network facilitates cooperation
and exchanges at the regional and international levels.*

DIRECTOR-GENERAL OF UNESCO

DATE OF INSCRIPTION

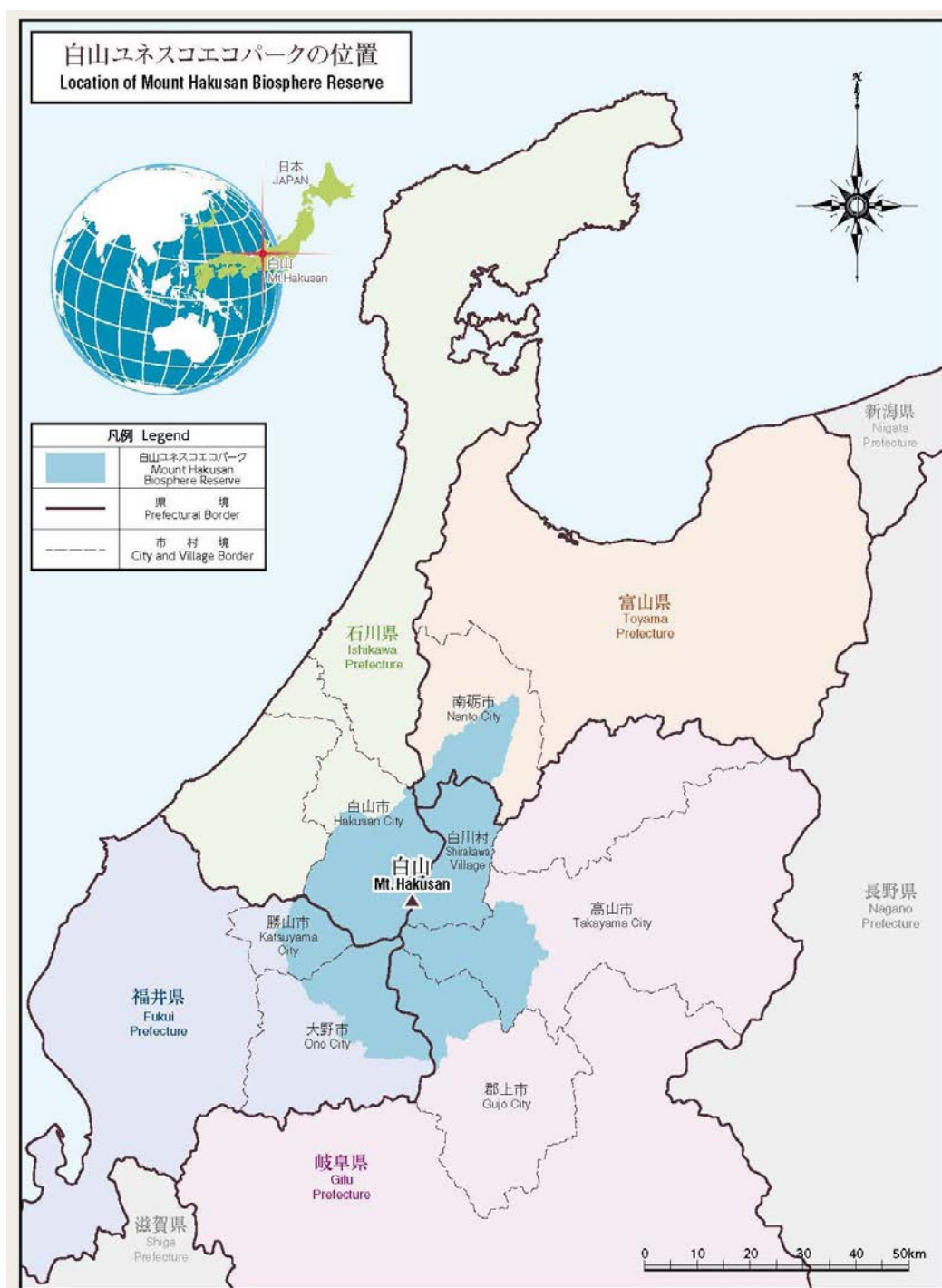
19 March 2016

白山ユネスコエコパーク拡張登録証(2016)

2.2 概況

(1)位置

白山ユネスコエコパークは、日本列島のほぼ中央に位置し、中部地方に属しています。(緯度:N35° 51' 15" ~N36° 29' 56"、経度:E136° 29' 27" ~E137° 04' 20")エリアは、富山県・石川県・福井県・岐阜県の4県にまたがっています。



©UNU-IAS OUIK

白山ユネスコエコパークの位置

(2)自然環境

【山 脈】

白山一帯の山地は、一般に両白山地と呼ばれています。「両白山」とは二つの「白山」、すなわち白山ユネスコエコパークの中心となる標高 2,702m の白山と、白山より南西約 50km に位置する標高 1,617m の能郷白山(白山ユネスコエコパークエリア外)を示しており、この 2 つの山を含む山地が両白山地です。

両白山地の最高峰である白山は、飛騨山脈(白山から北東方向約 80km に位置する山脈で、北アルプスとも呼ばれている)等から離れた孤立峰とされる一方で、日本列島の日本海側と太平洋側を隔てる脊梁山脈の一角を成しています。

【河 川】

白山の山塊を源に、庄川、手取川、九頭竜川、長良川の 4 水系が流れ出ています。(以下のエリア名については、(4)構成エリア(P. 21)を参照)

庄 川：高鷲エリア、荘川エリア、白川郷エリア、五箇山エリアを經由して北へ流下し、日本海に注ぐ。

手 取 川：白峰エリアからの本流に、尾口・中宮エリアからの支流を合わせて北へ流下し、日本海に注ぐ。

九頭竜川：白鳥エリアの石徹白集落周辺から和泉エリア、大野エリア、勝山エリアを北西に流下し、日本海に注ぐ。

長 良 川：高鷲エリア、白鳥エリア(石徹白集落周辺を除く)から南へ流下し、太平洋に注ぐ。

【地 形】

白山の地形の大部分は、白山火山の山体が河川等により浸食された山地です。白山の山体は豪雪や豊富な雪解け水によって浸食が進み、険しいV字谷が刻まれた壮年期の地形となっており、雪崩による浸食地形も発達しています。

白山の山麓には、庄川、手取川、九頭竜川、長良川の 4 水系による浸食地形又は地すべり地形が多く、大部分は急峻な山地となっています。その中に点在する緩傾斜地や小盆地、河川沿いの河岸段丘、谷底の堆積地等が居住地や農地となっています。

【地 質】

白山ユネスコエコパーク及びその周辺には、鮮新世～完新世の火山噴出物が高標高地を中心に分布しています。白山火山は活火山に分類されており、将来噴火する可能性がある火山でもあります。

鮮新世～完新世の火山噴出物の下位に分布する岩石は、古いものより飛騨変成岩類、手取層群、濃飛流紋岩類、花崗岩類、新第三紀中新世火山岩類等であり、このうち、手取層群は、中生代ジュラ紀後期から白亜紀前期(約 1 億 7 千万年前～1 億 1 千万年前)の堆積岩の地層で、主に海で堆積した九頭竜亜層群と陸で堆積した石徹白・赤岩亜層群に分けられます。

【気 候】

白山ユネスコエコパークの気候は、ケッペンの気候区分で温暖湿潤気候(Cfa)に分類され、平野部と比較すると標高が高いため冷涼な気候です。8月の平均気温は概ね20℃台前半、1月の平均気温は概ね0℃前後であり、年間総雨量は全てのエリアで2,000mmを超え、多いエリアでは3,000mmを超えます。

冬の間、ユーラシア大陸から日本列島に向かって吹く西寄りの季節風が山麓に大量の雪を降らせており、世界で最も低緯度に位置する豪雪地帯の一つとなっています。また、白山の山頂部は豪雪だけでなく、強風と低温により生物にとって厳しい生息環境となっています。

【植 生】

白山ユネスコエコパークの植生は、主に森林によって占められており、風速、積雪深、雪崩等の環境要因と地形条件に依存して、森林、草地、湿地等がモザイク状に分布しています。

白山ユネスコエコパークにおける自然植生の垂直分布は、標高により概ね以下のように分けることができます。(白山ユネスコエコパークの植生図(P. 9-10)を参照)

高山帯(高山帯自然植生域)

亜高山帯(コケモモ-トウヒクラス域=常緑針葉樹林帯)

山地帯(ブナクラス域=落葉広葉樹林帯)

高山帯は、日本列島の高山において断続的に分布がみられ、白山より西に高山帯をもつ山が存在しないため、白山を日本国内の分布の西限又は南限とする植物が多く、白山ユネスコエコパークの核心地域及び緩衝地域に生育する維管束植物のうち、117種が白山を分布の西限又は南限としています。多くの高山植物の分布限界となっていることから、白山の高山帯植生は植物地理学上、重要な位置づけにあります。

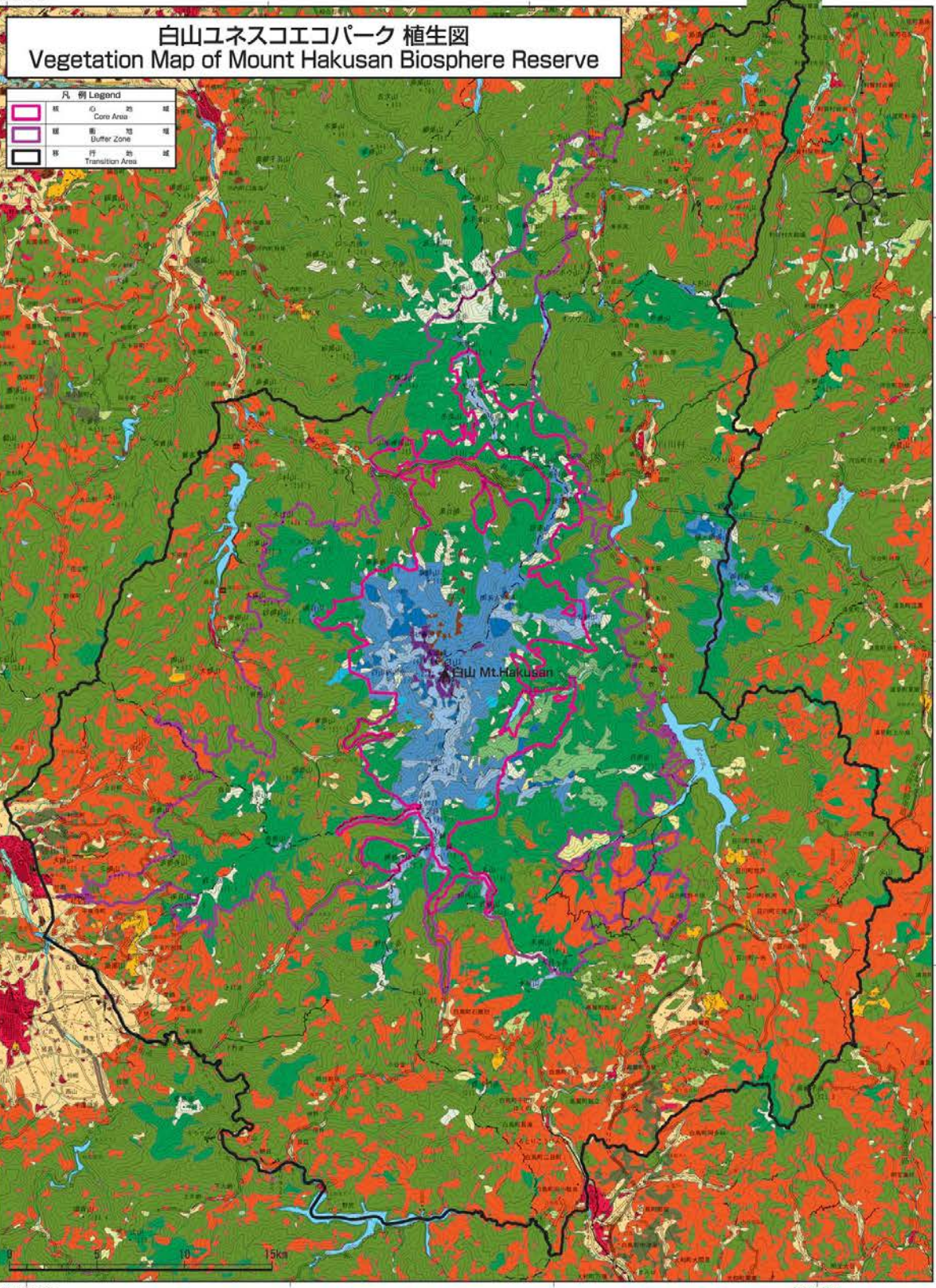
山地帯の落葉広葉樹林は、日本を代表する植生の1つであり、白山ユネスコエコパークでは、ブナが優占する自然林とミズナラが優占する二次林が大部分を占めており、雪崩地や溪畔林等、環境の差異によって多様な植物群落がみられます。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平25情使、第72-GISMAP32643号)

136°30'0"E

137°0'0"E

36°30'0"N



36°0'0"N

36°0'0"N

136°30'0"E

137°0'0"E

GISMAP® この地図は空間情報データベース GISMAP® を使用して作成しました。

©UNU-IAS OUIK

白山ユネスコエコパークの植生図

白山ユネスコエコパーク 植生図 凡例

I 高山帯自然植生域

010000 : 高山低木群落

II コケモートウヒクラス域自然植生

050000 : 亜高山帯針葉樹林

060000 : 亜高山帯広葉樹林

070000 : 高茎草原及び風衝草原

III コケモートウヒクラス域代償植生

080000 : 亜高山帯二次林

IV ブナクラス域自然植生

110000 : 落葉広葉樹林 (日本海型)

140000 : 冷温帯針葉樹林

160000 : 溪畔林

180000 : 河辺林

200000 : なだれ地自然低木群落

V ブナクラス域代償植生

220000 : 落葉広葉樹二次林

240000 : 落葉広葉樹低木群落

260000 : 伐採跡地群落

VII ヤブツバキクラス域代償植生

420000 : 常緑針葉樹二次林

440000 : 低木群落

450000 : 二次草原

VIII 河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生

470000 : 湿原・河川・池沼植生

IX 植林地・耕作地植生

540000 : 植林地

550000 : 竹林

560000 : 牧草地・ゴルフ場・芝地

570000 : 耕作地

X 市街地等

580100 : 市街地

580600 : 開放水域

580000 : その他

Vegetation Map of Mount Hakusan Biosphere Reserve Legend

I Natural Vegetation in Alpine Zone

010000 : Alpine shrub community

II Natural Vegetation in Vaccinio-Piceetea Region

050000 : Subalpine coniferous forest

060000 : Subalpine broad-leaved forest

070000 : Tall herb grassland and wind-exposed grassland

III Substitutional Communities in Vaccinio-Piceetea Region

080000 : Subalpine secondary forest

IV Natural Vegetation in Fagetea crenatae Region

110000 : Deciduous broad-leaved forest (Japan Sea type)

140000 : Cool temperate coniferous forest

160000 : Riparian forest

180000 : Riverside forest

200000 : Avalanche natural shrub community

V Substitutional Communities in Fagetea crenatae Region

220000 : Deciduous broad-leaved secondary forest

240000 : Deciduous broad-leaved shrub community

260000 : Plant community in clear-cut area

VII Substitutional Communities in Camellietea japonicae Region

420000 : Evergreen coniferous secondary forest

440000 : Shrub community

450000 : Secondary grassland

VIII Vegetation in Riverside, Moor, Marsh and Dune

470000 : Vegetation in moor, stream, pond and marsh

IX Plantation and Cultural Land

540000 : Plantation

550000 : Bamboo forest

560000 : Cultivated meadow, golf course, and lawn

570000 : Cultural land

X Urban District etc.

580100 : Urban district

580600 : Open water

580000 : Others

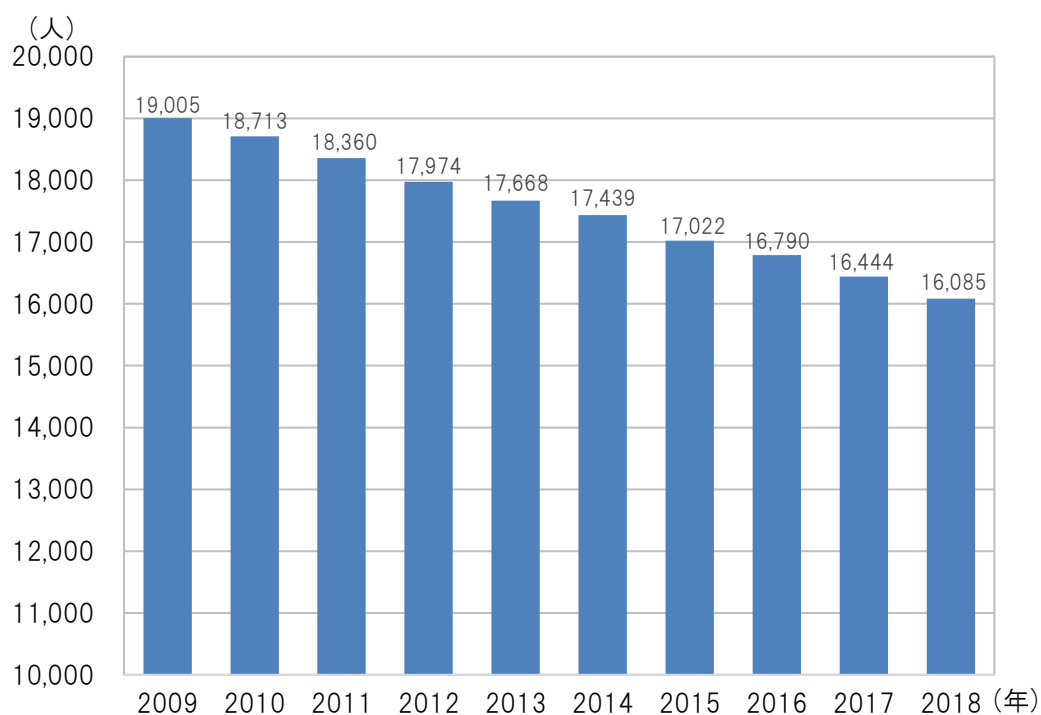
(3)社会環境

【人口】

白山ユネスコエコパークエリア内の人口^{*}は、16,085人(2018年4月1日現在)であり、その大半が移行地域に居住しています。人口は2009年からの10年間で約15%減少しており、過疎化が進んでいるほか、高齢化も課題となっています。

白山ユネスコエコパークの地域住民は、白山を取り囲むように山麓に居住しており、集落は川沿いの平坦部を中心に立地しています。

※資料：各市村住民基本台帳



白山ユネスコエコパークエリア内の人口の推移

【農林水産業】

特産物の生産やブランド化、生産から加工、流通までの多角化等を行い、農業の振興を図っています。しかし、農業従事者の高齢化や採算性の悪化により、全般的に農業の停滞が目立ちます。

荘川エリア、高鷲エリア、大野エリアの高原では、高原野菜の露地栽培や牧畜が行われているほか、緩斜面ではソバの栽培や水稻栽培が行われ、これらの農作物を都市部に出荷しています。白峰エリアでは伝統的な絹織物が現在でも伝承されており、国内だけでなく国外でも販売されています。大野エリアと和泉エリアでは、薬草として使用されるオウレンが生産されています。狩猟はあまり行われなくなりましたが、山菜やキノコ類、堅果類、川魚等は今も利用されており、観光客にも販売されています。

【観 光】

山岳や雪、広大な森林等を活用したアウトドアスポーツや自然体験活動が白山ユネスコエコパークの全域で営まれています。

また、世界文化遺産にも登録されている五箇山エリアや白川郷エリアの合掌造り家屋や各エリアに伝わる伝統芸能は、地域の文化を伝えるとともに、観光資源ともなっています。

【白山信仰】

白山は、夏でも残雪の多い様子から「白い山」という名がついたと考えられており、古くから霊峰として信仰の対象とされています。この信仰を白山信仰と呼んでおり、全国には2,700社を超える白山神社があるとされています。

白山信仰の始まりは、717年に仏教の僧泰澄が白山に登頂した時とされており、以後、山岳信仰と仏教が習合した修験道の聖地として、全国から修行僧が訪れるようになりました。修行には、加賀禅定道(現在の石川県からの道)、越前禅定道(現在の福井県からの道)、美濃禅定道(現在の岐阜県からの道)の3本の禅定道が使われ、それぞれの山麓には宗教拠点である「馬場」が築かれました。

また、勝山エリアの国指定史跡である白山平泉寺旧境内(旧白山平泉寺城址)では、国内を代表する中世の宗教都市の顕著な遺構が発掘され、白山信仰の歴史を今に伝えています。

【有形文化遺産】

世界文化遺産として登録された五箇山エリア、白川郷エリアの「白川郷・五箇山の合掌造り集落」や、重要伝統的建造物群保存地区に選定された白峰エリアの白峰集落等、いくつかの集落に古い建造物や町並みが残されています。

これらの歴史的な町並みは、豪雪と農作業に適応した伝統的な生活様式と結びついており、観光資源としても活用されています。

【無形文化遺産】

かつて山麓の集落で営まれていた生業のうち、「白山麓の焼畑習俗」は国により記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されています。

伝統工芸としては、白峰集落の絹織物である牛首紬が石川県により無形文化財に指定されており、五箇山エリアの五箇山和紙や和泉エリアの穴馬紙等の製紙技術は、文化財に指定されていないものの、現在まで伝統的技術が傳承されています。

また、白山ユネスコエコパークの各エリアでは、暮らしの中で育まれた民謡や伝統的な祭事と、祭事で奉納される神楽や獅子舞、踊り等の伝統芸能が残されており、多くの観光客が鑑賞や体験に訪れています。

(4)特徴

白山ユネスコエコパークがもつ特徴は、8つの点にまとめられます。

1. 高山であること

標高 2,702m の白山は、高山帯を有する日本の山岳の中で最も西に位置しています。その山塊は、日本列島の日本海側と太平洋側を隔てる脊梁山脈の一角を成す一方で、孤立峰ともなっています。



2. 世界有数の豪雪地帯であること

白山は、冬季に日本海の水分を大量に含んだ北西の季節風を受け止め、山頂から山麓にかけて大量の雪を降らせます。日本だけでなく世界でも最も低緯度に位置する豪雪地の1つであり、その雪の殆どは春から夏にかけて溶け出していきます。



3. 高山植物の宝庫であること

白山は、日本の高山帯の西端に当たるため、白山を日本国内の分布の西限又は南限とする高山植物が多くみられます。また、山頂部では積雪の多寡や地形の形成に応じた多様な高山植物群落をみることができ、ハクサンイチゲ、ハクサンコザクラ、ハクサンチドリ、ハクサンフウロ等、標準和名に「ハクサン」を冠する高山植物も多くあります。



4. 多様な動植物を育む広大なブナ林があること

白山の山麓には広大なブナ林が広がり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型ほ乳類や、イヌワシ等の大型猛禽類が高い密度で生息しています。



5. 山村に適応した生活や文化を育んできたこと

白山の山麓では、豪雪によって生活や交通に大きな制約を受ける一方、製炭・狩猟・焼畑・養蚕等かつての生業(経済活動)をはじめ、世界文化遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」や白山市白峰重要伝統的建造物群保存地区等にみられるように、山の恵みを活かし、それに適応した持続可能な生活が営まれてきました。



6. 4つの水系の源であること

白山に降り積もった雪は春から夏にかけて溶け出し、庄川、手取川、九頭竜川、長良川の4水系に豊富な水を供給しています。白山は、農業用水や発電用水、飲料水等を通じて多くの流域住民の生活を支える、水の源となっています。



7. 人々の信仰を集めてきた山であること

白山は古くより多くの人々の信仰を集め、加賀・美濃・越前から開かれた登拝の道(禅定道)は多くの登拝者を迎え入れてきました。また、全国には2,700社以上とされる白山神社が建てられています。



8. 白山の恵みを活かし、大切に守ってきた人々がいること

地域住民は白山の恵みを活かして生計を立て、その恵みに感謝する暮らしを営んできました。白山への感謝と畏敬の念は結果として、白山の自然を守ることにつながってきたものと考えられます。



(5)研究及びモニタリング

白山ユネスコエコパークでは、自然環境や生活環境、社会状況等の様々な分野の研究及びモニタリングが実施されています。

【自然環境に関するモニタリング】

- ・自然環境保全基礎調査
(陸域、陸水域、海域の各々の領域についての日本全体の状況の調査(環境省))
- ・モニタリングサイト 1000(重要生態系監視地域モニタリング推進事業)
(日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握するための調査(環境省))
- ・森林生態系多様性基礎調査
(持続可能な森林経営を進めるための、森林の状態とその変化の動向を把握・評価するための調査(林野庁))
- ・保護林モニタリング調査
(保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価するため実施する継続的な調査(林野庁))
- ・緑の回廊モニタリング調査
(国有林野内に設定された複数の保護林を連結するネットワークを形成する緑の回廊において、野生生物の移動実態や森林施業との因果関係等を把握するために行う継続的な調査(林野庁))
- ・白山カモシカ保護地域の特別調査と通常調査
(白山カモシカ保護地域におけるニホンカモシカの生息状況や農業・林業の被害状況の調査(4 県))
- ・レッドデータブック作成及び改訂のための調査
(レッドデータブックの作成のための動植物調査(4 県))

【社会統計】

- ・登山者数調査
(白山山頂に向かう各登山道の利用者数の調査(環境省))
- ・気象観測
(降水量、風向風速、気温、日照時間、積雪量の観測(気象庁))
- ・人口動態
(出生、死亡、転入及び転出の届出からの人口動態調査(7 市村))
- ・経済統計
(観光業、農業、林業、漁業等の統計調査(4 県 7 市村))

【石川県白山自然保護センターにおける調査】

- ・石川県白山自然保護センターは、白山地域の自然環境の保護と適正な利用を図るため 1973 年に開設されました。
- ・生態学、地球科学、人文科学の各分野で調査を実施しており、白山ユネスコエコパークの研究、モニタリングにとって最も重要な研究組織の 1 つであり、多様な研究活動に取り組んでいます。

【その他特定課題に関する調査】

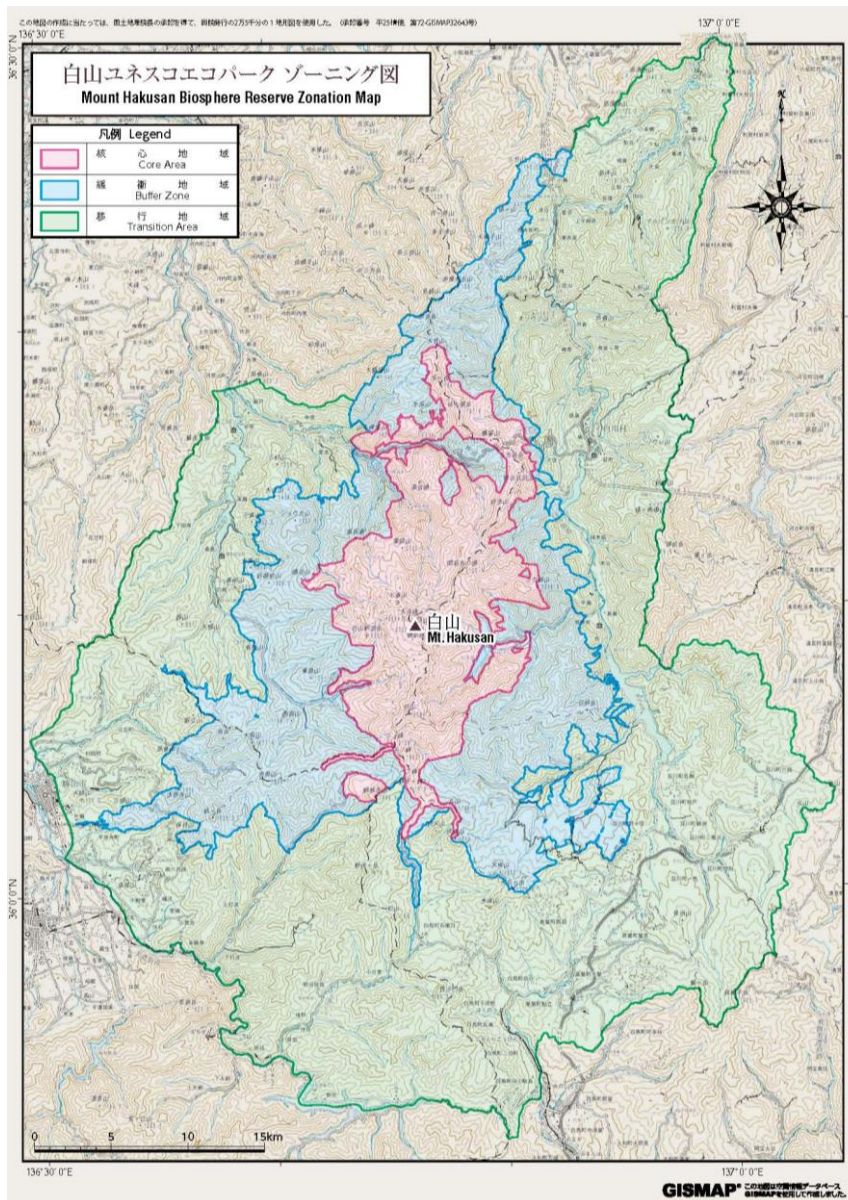
- ・猛禽類の生息状況調査
(林道開設工事区間において、希少猛禽類の飛翔等が確認されたことによるモニタリング(五箇山エリア))
- ・イノシシ及びニホンジカの生息状況調査
(イノシシ及びニホンジカの分布、食害等の被害状況の調査(環境省、林野庁及び 4 県))
- ・外来植物の生育状況調査
(白山生態系維持回復事業に係る外来植物調査(環境省))
- ・文化財調査
(白山ユネスコエコパーク内の遺跡発掘調査、文化財調査(4 県))

【住民主体のモニタリング活動】

- ・赤とんぼと共に生きるプロジェクト
(石川県立大学及び福井県自然保護センターと連携した、小学生による勝山市内の赤トンボ類の羽化調査と生息調査(勝山エリア))
- ・山中峠ミズバショウ群落のモニタリング
(岐阜大学、町内会、林野庁、高山市が連携したミズバショウ群落におけるイノシシやニホンジカ等の食害のモニタリングと保全活動(荘川エリア))

2.3 ゾーニングと構成エリア

白山ユネスコエコパークは、エリアのほぼ中心に位置する標高2,702mの白山及び山頂周辺の高山帯や亜高山帯を核心地域、それを取り囲む広大なブナ林を主とする森林地帯を緩衝地域、さらに周辺域の里山エリアを移行地域としてそれぞれ設定しており、総面積は199,329haとなっています。



ゾーニング図

ゾーニング別の面積

ゾーニング	面積 (ha)
核心地域	22,120
緩衝地域	45,660
移行地域	131,549
総面積	199,329

(1)核心地域

【区 域】

白山山頂部を中心とする高山帯から亜高山帯にかけてのエリアで、高山植物群落やブナ、ダケカンバ等の自然林が広く分布し、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型ほ乳類、イヌワシ等の大型猛禽類といった保護を要する動植物が生息しています。

白山国立公園の特別保護地区・特別地域、白山森林生態系保護地域の保存地区から構成されています。

【保護担保措置及びその管理機関】

白山国立公園の特別保護地区・特別地域は、自然公園法に基づいて管理されており、環境省及び富山県、石川県、福井県、岐阜県が管理権限を有しています。

また、白山森林生態系保護地域の保存地区は、保護林制度に基づいて管理されており、林野庁が管理権限を有しています。

【管理・運営】

核心地域の管理・運営は、国立公園の区域は環境省が、保護林の区域は林野庁がそれぞれ白山ユネスコエコパーク協議会(以下、協議会という。)と連携をしながら管理・運営を進めています。

国立公園では、白山国立公園公園計画書や白山国立公園管理計画書に基づき、厳正に景観を保護し、優れた風致の維持を図っています。また、自然環境に配慮した登山道、避難小屋、ビジターセンター等の整備、ボランティアによる自然解説、エコツーリズムの推進等により、適正な利用の推進を図ります。

保護林では、各森林計画区の地域管理経営計画に基づき、国土の保全、生物多様性の保全、その他国有林野の有する公益的機能の維持を図っています。

(2)緩衝地域

【区 域】

核心地域に準じた優れた自然環境を有する山地帯にかけてのエリアで、ブナ等の自然林や二次林、湿地といった自然環境のほか、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型ほ乳類、イヌワシ等の大型猛禽類が確認されています。

白山国立公園の特別地域、白山森林生態系保護地域の保全利用地区、釈迦ヶ岳林木遺伝資源保存林、名古屋ドロノキ 13 林木遺伝資源保存林、千丈平ブナ植物群落保護林の一部、嵐谷天然スギ植物群落保護林、経ヶ岳大型鳥類生息地保護林、これらの保護林を接続する白山山系緑の回廊の一部で構成されています。なお、上記が核心地域に設定する保護林と重複した場合には、核心地域が優先して設定されています。

【保護担保措置及びその管理機関】

白山国立公園の特別地域は、自然公園法に基づいて管理されており、環境省及び富山県、石川県、福井県、岐阜県が管理権限を有しています。

また、森林生態系保護地域の保全利用地区とその他の保護林、緑の回廊は、保護林制度等に基づいて管理されており、林野庁が管理権限を有しています。

【管理・運営】

緩衝地域の管理・運営は、国立公園の区域は環境省が、保護林・緑の回廊の区域は林野庁が、それぞれ協議会と連携をしながら管理・運営を進めています。

国立公園では、白山国立公園公園計画書や白山国立公園管理計画書に基づき、核心地域の緩衝帯として、良好な風致の維持を図っています。また、自然環境に配慮した登山道、避難小屋、ビジターセンター等の整備、ボランティアによる自然解説、エコツーリズムの推進等により、適正な利用の推進を図ります。

保護林、緑の回廊では、各森林計画区の地域管理経営計画に基づき、国土の保全、生物多様性の保全、その他国有林野の有する公益的機能の維持を図っています。

(3)移住地域

【区 域】

山地の自然資源を活かし、持続可能な資源利用を伴う暮らしを営んできた山村を中心としたエリアで、人の往来が稜線によって制約されていることを考慮し、移住地域の境界は水系を基本に設定されています。

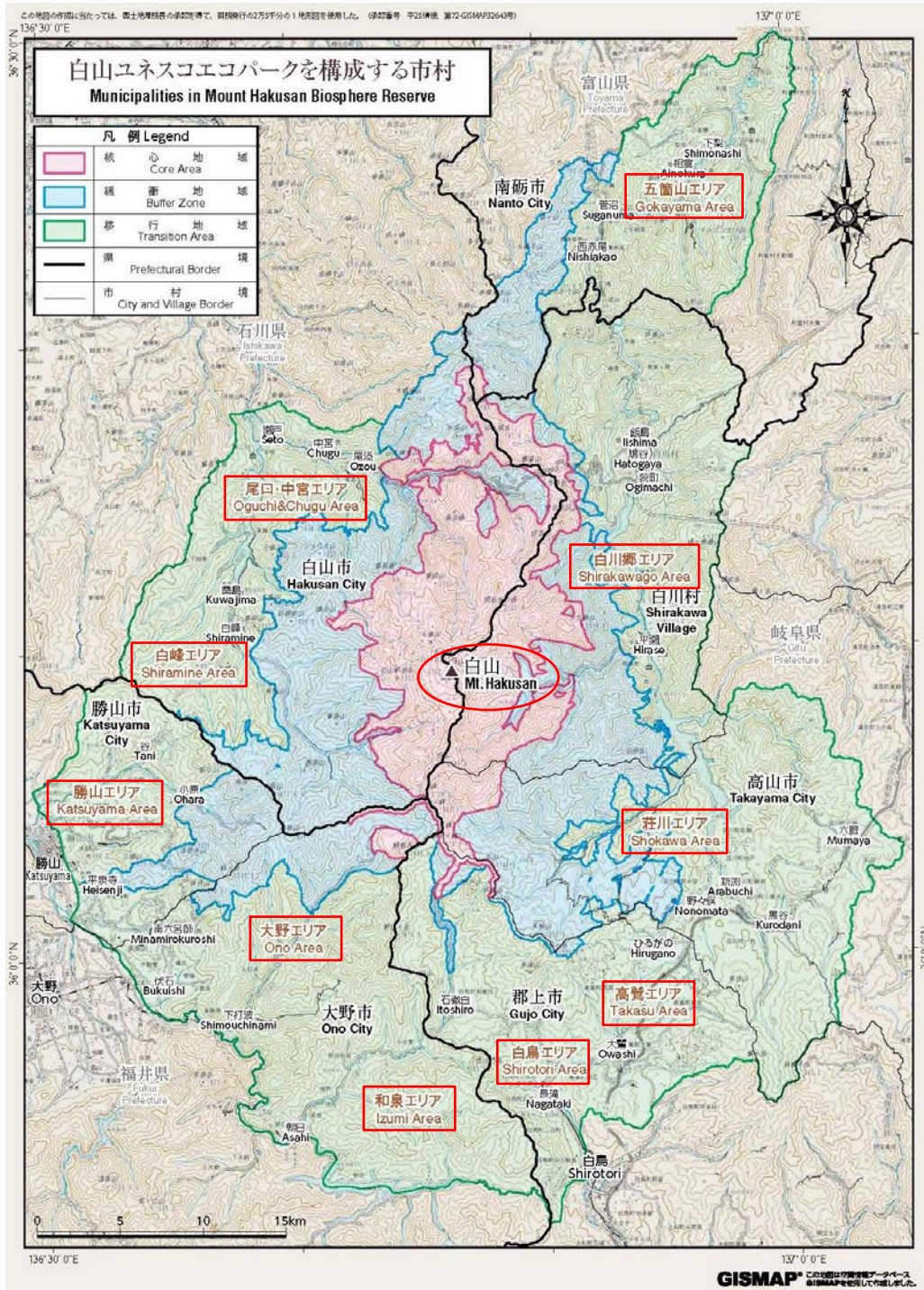
白山を源とする4つの水系、庄川水系、長良川水系の上流部、九頭竜川水系の右岸部(左岸部は別の山系となるため除いた)、手取川水系の上流部が含まれており、個々の境界線には稜線や川、過去(市町村合併前)の市町村界、主要道路等が利用されています。

【管理・運営】

区域内の地方自治体である4県7市村が中心となり、それぞれ協議会と連携をしながら管理・運営を進めています。

(4)構成エリア

白山ユネスコエコパークは、五箇山エリア(富山県南砺市)、白峰エリア、尾口・中宮エリア(石川県白山市)、和泉エリア、大野エリア(福井県大野市)、勝山エリア(福井県勝山市)、荘川エリア(岐阜県高山市)、高鷲エリア、白鳥エリア(岐阜県郡上市)、白川郷エリア(岐阜県白川村)の10エリア(以下、本計画では「環白山地域」という。)で構成されています。



構成エリア図

【白山ユネスコエコパークを構成する 10 エリア】

【五箇山エリア】

白山の北東側に位置し、南砺市の五箇山地域が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

古くから白山を信仰対象とする修行の場として開かれ、中世には浄土真宗が広く浸透しました。伝統的な合掌造りの家とその歴史を秘めた山里の文化が、今も受け継がれており、1995年には「相倉」と「菅沼」の合掌造り集落が白川郷とともにユネスコの世界文化遺産に登録されています。



菅沼合掌造り集落

【白川郷エリア】

白山の東側に位置し、白川村全体が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

面積の 95%を森林が占め、庄川沿いの平地に集落があり、冬には積雪が 2mに達する豪雪地帯で、四季折々の美しい景色を堪能できます。

白山の北側を縦断する「白山白川郷ホワイトロード」では、白山の雄大な大自然を堪能することができます。



白川郷合掌造り集落

【荘川エリア】

白山の南東側に位置し、高山市荘川町の全域が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

清流庄川の源流をなす標高 800m から 1,200m の高原で、高冷地野菜やソバの栽培が行われ、荘川民謡や村芝居、ひねり踊り等の伝統文化が継承され、豊かな自然の恵みを活かした清流での川釣り、自然体験ができます。



荘川桜

【高鷲エリア】

白山の南側に位置し、郡上市の高鷲地域が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

高原特有の冷涼な気候となっており、ひるがの高原には高層湿原植物群落が広がっています。この高原特有の冷涼な気候を活用して、夏は避暑地、冬はスキーやスノーボード等のメッカとなっています。また、気候特性を活かした高冷地野菜の栽培、酪農による乳製品が生産されています。この地域の農業の発展は、先人たちが厳しい自然環境に耐えながら農地を開拓してきた努力の成果です。



大日ヶ岳とひるがの高原

【白鳥エリア】

白山の南方に位置し、郡上市白鳥町の北部(旧北濃村・旧石徹白村)が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

山々や長良川、石徹白川等の清流に恵まれた自然豊かな里で、中でも中世以降山岳信仰で栄えた長滝・石徹白地区は、白山信仰と文化に関わる多くの文化財や伝統芸能が伝えられているほか、白山登山道の1つである美濃禅定道の登り口には、国指定特別天然記念物の「石徹白のスギ」が自生しています。

社寺には多くの絵画や仏像等の文化財が残されているとともに、「長滝の延年」、「白鳥の拝殿踊り」、「石徹白の盆踊り」等の伝統芸能が伝承され、白山麓に伝わる歴史文化に触れることができます。

また、気候特性を活かしたトウモロコシ栽培やウィンタースポーツが盛んに行われています。



白鳥の拝殿踊り

【和泉エリア】

白山の南方に位置し、大野市内を流れる九頭竜川の北部が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

東は岐阜県に隣接、四囲山岳を形成し、中央を九頭竜川が東西に流れています。福井県と岐阜県を繋ぐ豊かな自然が魅力のエリアで、夏はキャンプや川遊び、カヌー、冬はスキー等のアウトドア体験ができます。



九頭竜湖

【大野エリア】

白山の南西部に位置し、大野市の阪谷地区、五箇地区の集落等が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

日本百名山の一つである荒島岳や、白山の支脈の山々に囲まれており、六呂師高原一帯では酪農が盛んで、経ヶ岳の山体崩壊時の集塊岩が点在し独特の風景が広がっています。紅葉の絶景地として名高い刈込池もこのエリアにあり、四季折々の自然を満喫できます。



刈込池

【勝山エリア】

白山の南西に位置し、勝山市の東部が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

白山を取り巻く低山の自然と白山信仰の歴史、自然と調和した豪雪地帯の文化や産業を見ることができます。

泰澄大師が白山を開山する際の登拝口として開かれた平泉寺、豪雪を利用したウィンタースポーツ、太古の生態系が刻まれた地層と恐竜をはじめとする化石群は、訪れる多くの人を魅了しています。



平泉寺白山神社

【白峰エリア】

白山の北西側に位置し、白山市の白峰地域が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

平年の積雪が 2m を超える周囲を山々に囲まれた豪雪地帯であり、そのため、雪とともに生きる独特の生活様式を生み出してきました。山間地の狭い河岸段丘面上に密集して形成された集落は、2012 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

また、「雪だるままつり」という、雪を使ったイベントを実施しており、集落一帯に約 2,000 個の雪だるまや雪像が造られ、雪を楽しむ行事として定着しています。



白峰雪だるままつり

【尾口・中宮エリア】

白山の北西側に位置し、白山市の尾口・吉野谷・鳥越地域の一部が白山ユネスコエコパークのエリアに登録されています。

中宮は、険しい山岳修験を行う修験者の拠点となりました。修験者たちは、中宮を拠点に白山山頂に向かう加賀禅定道に浄土の風景を求め、修行を行っていました。

また、約 300 年前から伝わるとされる人形浄瑠璃「尾口のでくまわし」は、1977 年に国の重要無形民俗文化財に指定され、毎年保存会による定期公演が行われています。



尾口のでくまわし

3. 管理運営計画の基本事項

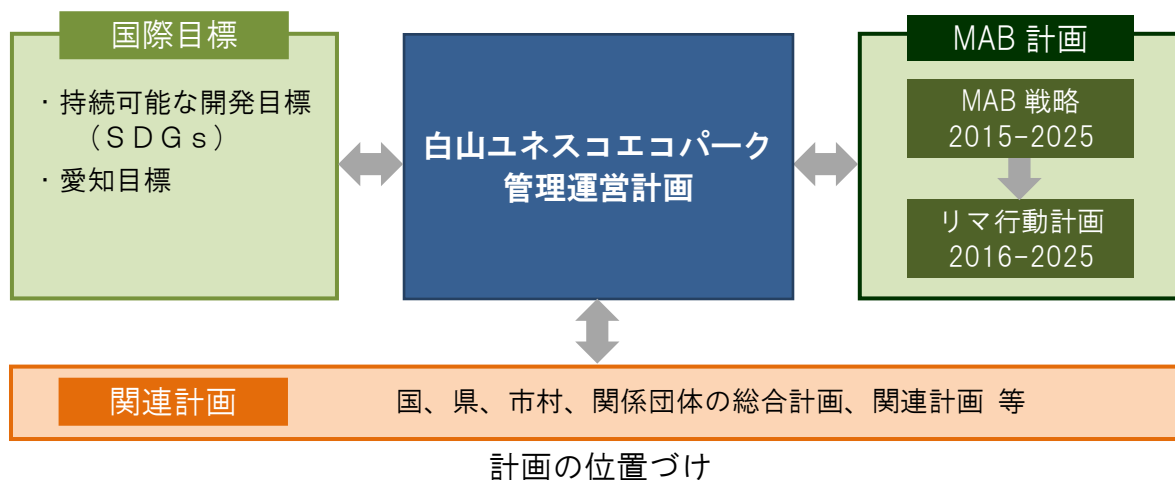
3.1 計画の趣旨

白山ユネスコエコパーク管理運営計画(以下、本計画という。)は、核心地域及び緩衝地域の法令等に基づく適正な管理並びに主に移行地域での住民や自治体等が主体となった管理運営に関して、白山ユネスコエコパーク協議会の総意を持って、管理運営に関する指針として策定するものです。

3.2 計画の位置づけ

本計画は、持続可能な開発目標(SDGs)^{※4}や愛知目標^{※5}の達成を視野に入れながら、ユネスコが掲げるMAB計画に基づくMAB戦略^{※6}2015-2025 とリマ行動計画^{※7}2016-2025 等の国際的なワークフレームに同調させていきます。

また、管理運営の基本方針として2015年10月に策定された、「白山生物圏保存地域管理・運営基本方針」(白山ユネスコエコパーク協議会)を基礎に、国及び白山ユネスコエコパークを構成する4県7市村や関係団体の総合計画、関連計画等と整合を図りながら施策を展開していきます。



※4 持続可能な開発目標(SDGs)：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

※5 愛知目標：2010年10月の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「生物多様性を保全するための戦略計画2011-2020」の中核をなす国際目標。2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するための20の個別目標がまとめられた。

※6 MAB戦略：生物圏保存地域を通じた、世界的な持続可能な開発目標に貢献するための包括的ながら簡潔な枠組みのこと。

※7 リマ行動計画：MAB戦略2015-2025の効果的実施を目的とした活動を包括的かつ簡潔にまとめたもの。なお、MAB戦略及びリマ行動計画は、ユネスコの中期戦略(2014年～2021年)やセビリヤ戦略及び生物圏保存地域世界ネットワーク定款に沿いつつ、マドリッド行動計画(2008年～2015年)の後継として策定された。

持続可能な開発目標(SDGs)(17のゴール)

- ゴール1：貧困をなくそう
- ゴール2：飢餓をゼロに
- ゴール3：すべての人に健康と福祉を
- ゴール4：質の高い教育をみんなに
- ゴール5：ジェンダー平等を実現しよう
- ゴール6：安全な水とトイレを世界中に
- ゴール7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール8：働きがいも経済成長も
- ゴール9：産業と技術革新の基盤をつくろう
- ゴール10：人や国の不平等をなくそう
- ゴール11：住み続けられるまちづくりを
- ゴール12：つくる責任 つかう責任
- ゴール13：気候変動に具体的な対策を
- ゴール14：海の豊かさを守ろう
- ゴール15：陸の豊かさも守ろう
- ゴール16：平和と公正をすべての人に
- ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう



愛知目標(20の個別目標)

- 目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画等に統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
- 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
- 目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続的に管理される。
- 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。
- 目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
- 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
- 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
- 目標19：生物多様性に関する知識・科学技術が改善される。
- 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

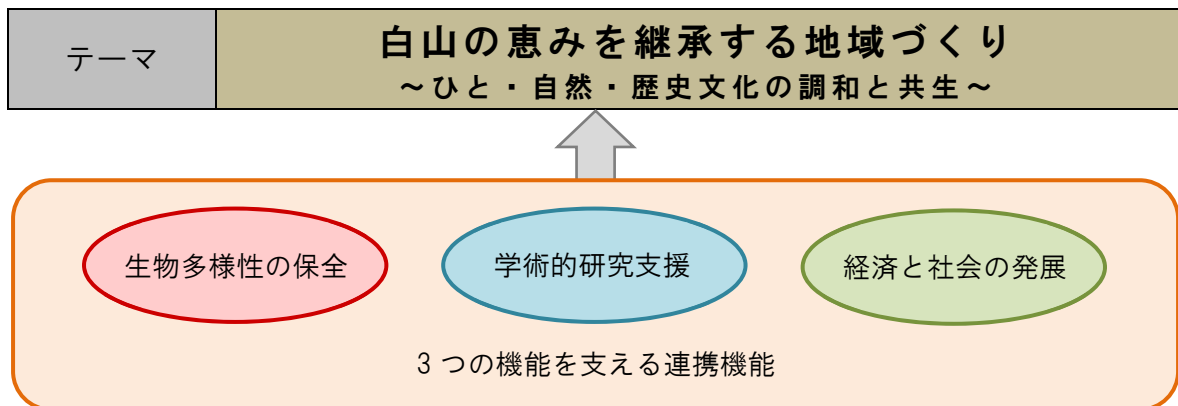
4. 管理運営の基本構想

4.1 全体テーマ

白山では多様な自然環境が育まれているとともに、古くより多くの人々の信仰を集めてきました。地域住民は白山ユネスコエコパークにおける自然の恵み(生態系サービス^{※8})を「白山の恵み」と捉えており、白山に対する感謝の念を抱くとともに、白山の自然に適応した生活や文化を営んできました。

このことから、本計画のテーマは「白山の恵みを継承する地域づくり～ひと・自然・歴史文化の調和と共生～」とします。「生物多様性の保全」、「学術的研究支援」、「経済と社会の発展」の3つの機能が互いにバランスを保ち、効果的に機能を発揮するために、「核心地域」、「緩衝地域」、「移行地域」の3つのゾーニングの役割や特徴を意識しながら、白山の豊かな自然を守るとともに、地域の持続可能な発展を図ります。

また、テーマの実現に向け、白山という共通のシンボルを有する環白山地域の多様な関係者の連携を推進し、地域が主体となった白山ユネスコエコパークの運営を目指します。



白山の麓に暮らす子どもたち

※8 生態系サービス：食料や水の供給、気候の安定等、自然(生物多様性)から得られる恵みのこと。

4.2 目的と方針

本計画は、これまでの白山ユネスコエコパークの登録目的に沿った管理運営の取り組みを継承し、地域住民等が主体となった持続可能な地域づくりに貢献することを目的に必要な方針等を定めるものです。

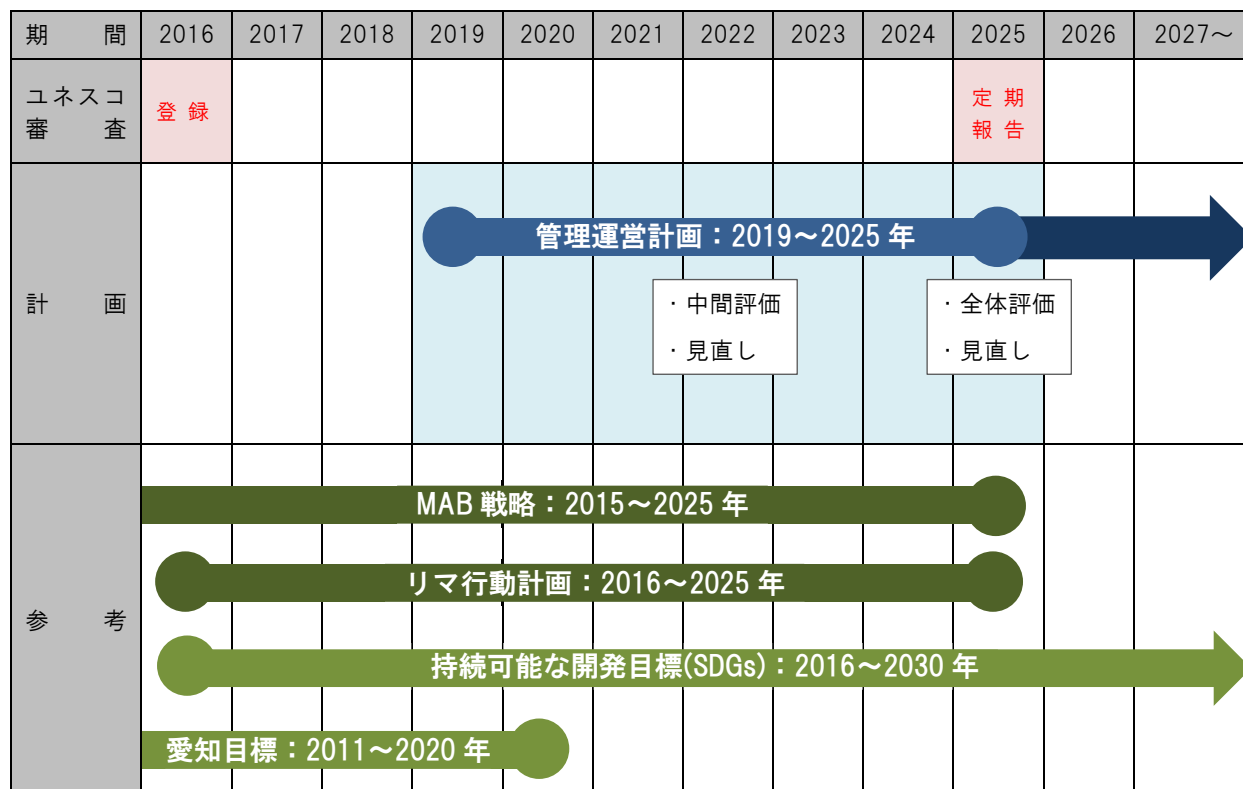
白山ユネスコエコパークの3つの機能を維持向上させるための基本方針、また、複数自治体にまたがる管理運営上の特性をふまえ、3つの機能を支える連携機能を独自に位置づけた重点方針で構成されます。

管理運営の方針		持続可能な開発目標 (SDGs)	愛知目標
基本方針	1. 白山の恵みを守る 【生物多様性の保全の機能】	   	目標 1 目標 5 目標 9 目標 1 1 目標 1 2 目標 1 5
	2. 白山の恵みを知る 【学術的研究支援の機能】	    	目標 1 目標 2 目標 5 目標 9 目標 1 9
	3. 白山の恵みを活かす 【経済と社会の発展の機能】	     	目標 1 目標 4 目標 6 目標 7 目標 1 8
重点方針	環白山地域の プラットフォームの構築 【3つの機能を支える連携機能】		目標 1 目標 2 0

4.3 計画期間

ユネスコエコパークでは、10年毎にユネスコへの定期報告が求められており、白山ユネスコエコパークの次回の定期報告は2025年を予定しています。

本計画は、2016年3月の拡張登録をふまえ、10年毎のユネスコへの定期報告と連動させ、計画期間を2019年から2025年として適宜中間評価や見直しを行っていきます。



計画期間の管理

4.4 管理運営の方針

(1)基本方針 1

白山の恵みを守る 【生物多様性の保全の機能】

白山ユネスコエコパークの核心地域と緩衝地域は、環境省の白山国立公園、林野庁の白山森林生態系保護地域及び白山山系緑の回廊とそれに接続する各種保護林のいずれかに指定又は設定されており、長期的な保全の対象となっています。

また、白山では日本国内の分布の西限又は南限とする高山植物が多くみられ、山頂部では積雪の多寡や地形の形成に応じた多様な高山植物群落をみることが出来るほか、ブナ、ダケカンバ等の自然林が広く分布し、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型ほ乳類、イヌワシ等の大型猛禽類といった保護を要する動植物が生息する地域であり、多様な自然環境が育まれています。

この豊かで多様な自然環境を将来にわたり保全するとともに、人間の営みにより長く維持されてきた二次的自然^{※9}を守り、自然資源の持続可能な利用を実現するための保全活動を行い、自然環境の素晴らしさ、大切さを理解し、自然を守るために主体的に行動していく意識の醸成を図ります。

管理運営の施策	①生態系と種の保存の推進
	②生態的リスクへの対応強化
	③開発等への対応と二次的自然環境の保全の推進
	④環境保全意識の向上



鷲ヶ岳から望む白山(高鷲エリア)



白山と高山植物

※9 二次的自然：生産や生活のために定期的、周期的に人間の手が加わり、人手が加えられることにより維持されてきた自然のこと。水田やため池、雑木林、草原等がこれにあたる。

(2)基本方針 2

白山の恵みを知る 【学術的研究支援の機能】

白山ユネスコエコパークの自然環境や生息動物、地域の歴史文化等の学術的調査・研究は、多様な自然環境、生物多様性の保護・管理や地域の社会的発展に大きく関わることであり、地域の持続可能な発展のためには必要不可欠です。

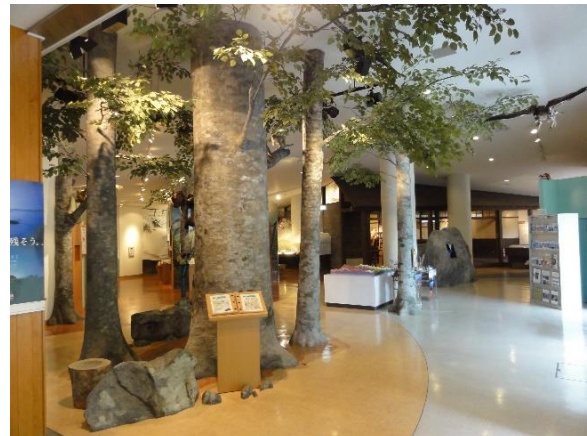
そのため、環白山地域をフィールドに、多様な教育機関・研究機関と連携し、地域の自然環境や動植物の生息・生育を明らかにするためのモニタリングや歴史文化調査の充実に努めるとともに、白山信仰をはじめとする地域の歴史文化に関する調査研究を行い、生態系サービスの評価等を通じて地域の課題解決に役立てます。

また、持続可能な開発のための教育(E S D)^{※10}に資する様々な教育活動を推進し、次世代を担う子どもたちの環境保全意識の向上を図ります。

管理運営の施策	⑤学術的調査研究の推進
	⑥モニタリングの推進
	⑦E S Dの推進



ESD 活動(池ヶ原湿原のヨシ刈り)
(勝山エリア)



中宮展示館(尾口・中宮エリア)

※10 持続可能な開発のための教育(E S D)：地域から世界に至る多様な課題を解決し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する教育・活動のこと。Education for Sustainable Developmentの略。

(3)基本方針 3

白山の恵みを活かす
【経済と社会の発展の機能】

白山ユネスコエコパークに暮らす人々は、白山の恵みを活かし、それに適応した生活を営んできました。環白山地域に根づいた伝統的な生業や生活様式、食文化等の保全・伝承を推進し、地域の将来を担う人材の育成、地域資源を活用したブランディング等の事業展開により、現実的かつ持続可能な経済と社会の発展を目指します。

また、近年増加する交流人口に対する適切なインフラの対応や、地域住民や来訪者に対して安全性の確保を進めるとともに、環境と経済活動のバランスに配慮したハード面とソフト面での基盤づくりに努めます。

管理運営の施策	⑧伝統文化の保全と伝承の推進
	⑨地域住民の意識向上と人材育成の充実
	⑩地域資源の活用による経済活動の持続
	⑪交流インフラの充実
	⑫危機管理対策の推進



自然体験活動(大野エリア)



相倉合掌造り集落での暮らし
(五箇山エリア)

(4)重点方針

環白山地域のプラットフォームの構築 【3つの機能を支える連携機能】

環白山地域の情報共有やロゴマークを活用した普及啓発活動等の共同事業により、白山ユネスコエコパークを通じて環白山地域が連携した事業展開を図ります。

さらに、環白山地域だけではなく、日本ユネスコエコパークの登録地の一員として、他のユネスコエコパーク登録地域や関係機関との連携や学び合いを推進するとともに、SDGs等の国際目標の達成に貢献します。

また、世界文化遺産(南砺市、白川村)や世界農業遺産(郡上市)、日本ジオパーク(白山市、勝山市)等との連携による包括的な取り組みにより、相補効果や相乗効果の向上に努めます。

管理運営の施策	①環白山地域の連携
	②国内外のユネスコエコパーク等との連携と国際貢献



白山ユネスコエコパーク
拡張登録の決定



日本ユネスコエコパークネットワーク
(JBRN)大会

4.5 管理運営の体系

管理運営の方針を基に、14 の管理運営の施策を設定し、各施策を有機的につなげていきます。



5. 管理運営の施策

5.1 基本方針 1 の施策展開

【基本方針】1. 白山の恵みを守る	
管理運営の施策	①生態系と種の保存の推進

【現 状】

白山ユネスコエコパークは、動植物の重要かつ貴重な生息・生育地域であり、ツキノワグマやイヌワシ、ニホンカモシカのような希少動物や環境省及び4県のレッドリストに登録されている種を含む多数の高山植物が存在しています。

そのため、地域住民や各種団体等による希少動植物の生息・生育調査や保護・保全のための取り組みが行われています。

【方向性】

引き続き、動植物の生息・生育調査を実施し、自然環境の維持、野生生物の保護等を図ります。

また、地域住民への希少種の保護や生態系の保全に係る啓発活動等、地域住民や各種団体との協働による適切な保全・管理を推進します。

【取 組】

- ・動植物の生息・生育調査の実施
- ・自然保護や生物多様性保全活動の推進
- ・各種団体が催行する環境イベントの情報発信・協力等



「山中峠のミズバショウ群落」保全活動(荘川エリア)

【現 状】

近年登山者の増加等により、人為によって意図的・非意図的に持ち込まれることで、その自然分布域を超えて高標高域等に侵入している低地性の植物や海外産の植物(以下、外来植物という。)が、白山の高標高域にも侵入しており、外来植物の除去活動や、種子除去マット・ブラシを登山口等へ設置する等の対策が行われています。

また、エリア内の川や湖においても、外来魚が人為的に移入され、在来魚を駆逐するといった事態が懸念されています。

さらに、全国的に問題となっているニホンジカの採食について、白山ユネスコエコパークのエリア内でも天然記念物が被害を受ける等の影響が確認されている他、地球温暖化による動植物への影響も懸念されています。

【方向性】

引き続き、関係機関や関係団体等と連携した外来植物及び外来魚対策を実施します。

また、ニホンジカ等の生息状況や森林植生、農林水産物への被害に関する調査を実施し、関係機関と情報の共有・交換を行い、エリア全域で連携した対策を図ります。

さらに、地球温暖化の影響による白山の雪渓調査等を推進し、気候変動へのリスクに備えます。

【取 組】

- ・ 外来種対策の推進及び普及啓発
- ・ エリア全域での獣害対策の推進と情報共有及び普及啓発
- ・ 自然保護や生物多様性保全活動の推進
- ・ 気候変動リスクへの対応



外来種除去活動(白鳥エリア)

【現 状】

国立・国定公園や県立自然公園、保護林等で構成される核心地域及び緩衝地域では、高山生態系や風致景観への影響が懸念される各種行為が関係法令により規制されています。

一方、移行地域では地域住民によって利用及び維持管理されてきた二次的自然環境(植林地や二次林、二次草原、水田、ため池等)において、利用機会の減少や担い手不足等の問題から、管理放棄や荒廃、獣害が見られる場所があり、生物多様性の低下につながるものが懸念されています。

【方向性】

国立・国定公園や県立自然公園、保護林等で構成される核心地域及び緩衝地域では、引き続き関係法令に基づいた適切な対応を進めます。

また、移行地域の植林地や二次林、二次草原等においては、現状把握を進めるとともに、その影響についての周知を図り、関係機関や関係団体、地域住民等と連携し、担い手不足等の課題への対策を検討します。

【取 組】

- ・関係法令の順守
- ・二次的自然環境に関する意見交換会・検討会等の実施



白山白川郷ホワイトロード(白川郷エリア)

【現 状】

白山はゴミのない山と言われている一方で、登山者の増加や社会の変化に伴い、植生の踏み荒らしやゴミの増加等の問題が懸念されています。ガイドやボランティア、指導員等の活動を通して、登山者に対する自然保護の意識向上を図るとともに、高山植物の盗採掘、廃棄物の不法投棄等の未然防止のため、地域の関係者と連携したパトロールを行っています。

また、各エリアでは、それぞれの特色を生かした自然観察会や自然体験プログラム、学習会等を開催しており、地域住民の環境保全に関する知識を深める取り組みがなされています。

【方向性】

白山の恵みを享受しながら生活している地域住民の生活環境や多様な人々の利用をふまえ、ルールやマナーの指導、意識啓発を進めます。

また、地域住民や次世代の担い手である子どもたちに向けて、環境に対する保全意識の醸成を図るとともに、白山の自然がもたらす恵みについて理解し、地域が主体的に取り組む活動を推進します。

【取 組】

- ・自然観察会、自然体験プログラム、学習会等の充実
- ・地域が主体となった環境保全活動の推進
- ・ルールやマナーの周知や徹底



ブナ林での自然観察会(勝山エリア)

5.2 基本方針 2 の施策展開

【基本方針】2. 白山の恵みを知る	
管理運営の施策	⑤学術的調査研究の推進

【現 状】

各エリアでは、自然環境や地域の歴史・文化等に関する調査研究が多様な研究機関によって行われています。例えば、石川県白山自然保護センターは、白山ユネスコエコパークエリア内で長期にわたって調査研究等を行っている機関で、生態学、地球科学、人文科学の各分野で調査を実施し、毎年研究報告書を作成しているほか、福井県自然保護センターや白山文化博物館等によって様々な調査研究が実施され、その成果が蓄積されています。

今後は、それらのデータを集約し、データベースとして構築することが求められています。

【方向性】

引き続き、自然環境や地域の歴史・文化等に関する調査研究を実施し、それらの情報のデータベース化や生態系サービスの評価を行うことにより、地域課題の解決や環境教育、エコツーリズム等の実施に役立てます。

また、白山ユネスコエコパークの総合政策的な研究を行うため、研究者に対する研究支援や、大学や研究機関との連携を推進します。

【取 組】

- ・各分野における調査研究の実施
- ・調査研究結果のデータベース化の推進
- ・大学や研究機関との連携の推進



外来植物の除去効果モニタリング調査

【現 状】

各エリアでは、生物多様性を適確に保全していくために、自然環境や生活環境、社会状況等の様々な分野のモニタリングが実施されています。

環境省や林野庁では、保全対象の自然環境に関する基礎調査や森林調査、動物調査といったモニタリングが継続して行われており、4県においてもレッドデータブック作成のための動植物調査やその他特定課題に関する調査等が行われています。

また、地域住民・団体においても希少な動植物の保護を目的としたモニタリングが実施されていますが、ノウハウが不足している等の課題も抱えています。

【方向性】

引き続き、白山の恵みを守るために、関係機関と連携したモニタリング調査を実施します。また、地域住民と連携したモニタリングを推進します。

これらの調査結果の情報共有を図り、総合的に把握し、種の保存や生態的リスク等の広域的な課題の対策に役立てるとともに、地域住民の意識向上につなげます。

【取 組】

- ・各種モニタリング調査の継続
- ・モニタリング調査結果の活用推進
- ・地域住民と連携したモニタリングの推進



ニホンジカの生息状況のモニタリング

【現 状】

各エリアでは、ESDに資する様々な教育活動が行われており、ユネスコスクールと連携した取り組みも行われています。

小中学校や大学、民間団体等が連携して、白山ユネスコエコパークをフィールドとした自然体験学習や郷土学習を実施しており、白山の自然や文化に触れる機会を創出することで、生態系や生物多様性に関する意識の醸成や地域課題に対する関心の向上が図られています。

【方向性】

引き続き、様々な教育機関や研究機関、関連施設と連携したESDを進めます。

また、SDGsの動向をふまえて、自然と人間社会の共生を目指す環境教育や文化継承活動の充実を図ります。

さらに、学校での環境保全意識を育む教育の推進だけでなく、地域住民(大人)も対象とした学習環境の整備等、地域に根差した体験型のESDを実践することで、地域が抱える課題を見つけ、自らの課題として捉えて解決できる人材の育成を推進し、持続可能な地域の発展につなげます。

【取 組】

- ・ 自然体験学習や地域学習等の推進
- ・ 課題解決型の能力育成
- ・ 大学等のフィールド演習の受入れや支援
- ・ 教育機関、研究機関、関連施設等との連携の推進



大学と民間団体による地域学習プログラム(白峰エリア)

5.3 基本方針 3 の施策展開

【基本方針】3. 白山の恵みを活かす	
管理運営の施策	⑧伝統文化の保全と伝承の推進

【現 状】

世界文化遺産に登録されている「白川郷・五箇山の合掌造り集落」をはじめ、各エリアでは、白山信仰や伝統工芸、伝統芸能、食文化、生活様式等の独自の伝統文化が受け継がれてきました。

行政を中心に、伝統文化の現状を把握するとともに、地域住民や保存団体等が保全・伝承活動に取り組んでいますが、少子高齢化や人口流出による担い手不足や後継者不足、維持管理費用の増加等により存続が危惧されているものもあります。

【方向性】

地域の伝統文化は次世代に継承していくべき共有財産であり、地域への愛着や参加意識を育てる貴重な資源でもあります。それらを支える地域住民のつながりや子どもたちの価値観の醸成を育み、伝統文化の保全と伝承に向けた取り組みを推進します。

また、白山ユネスコエコパークでの交流や関連産業との連携を図り、持続可能な地域の発展につなげます。

【取 組】

- ・ 伝統文化の保全事業の推進
- ・ 各団体の活動内容の情報発信・共有
- ・ 後継者育成の推進



白山文化博物館(白鳥エリア)

【現 状】

各エリアでは、環境教育や伝統文化等をテーマに掲げた住民参加による取り組みが行われており、豊かな自然と生態系の保全、自然資源を活かした持続可能な地域の発展を目指しています。

しかしながら、白山ユネスコエコパークの登録から 30 余年の歳月が経過しているものの、地域住民の認知度は低い状況にあるといえます。また、地域を支える人口も減少傾向にあります。

【方向性】

地域住民に対して白山ユネスコエコパークの普及・啓発を図り、ユネスコエコパークの理念が地域に浸透する取り組みを進めます。そして、先進的な活動を行っている地区の活動状況を広く周知することで、白山ユネスコエコパークの地域住民の意識向上に努めます。

また、地域の課題に主体的に取り組む、白山の恵みを享受した持続可能な暮らしや自然環境及び文化の保全・継承・発展に寄与する人材や、次代を担う若年層の育成、白山の恵みを伝えるガイドの育成に努めます。

【取 組】

- ・ 白山ユネスコエコパークの普及啓発及び学習会等の推進
- ・ 地域の課題に主体的に取り組む人材の育成
- ・ 白山の恵みを伝えるガイドの育成



白山開山 1300 年記念「山の日シンポジウム in 郡上」

【現 状】

各エリアでは、山や川、雪、温泉、農業といった白山の自然環境を活かした体験型イベントやエコツアーリズム、アウトドアスポーツ等が行われています。

また、世界文化遺産にも登録されている白川郷・五箇山の合掌造り集落等の伝統的な建造物群や各エリアに伝わる伝統芸能は、地域の伝統を伝えるだけでなく、重要な観光資源にもなっています。

さらに、山菜やキノコ類、堅果類(トチノミ等)、薬草(オウレン等)、高原野菜、川魚、獣肉といった地域特有の自然資源を利用した農林水産物や加工品等の生産が行われており、各エリアの特徴を活かした様々な事業が展開されています。例えば、とち餅や堅豆腐、そば等の特産品の一部は地域ブランドとして確立されているほか、石川県の白山麓、富山県の五箇山、岐阜県の白川郷では、地元商工会が中心となり地域の恵みをふんだんに用いた白山百膳を提供する等、地域資源を活用した活性化を推進しています。

【方向性】

4 県 7 市村で構成される広域連携体としての強みを活かし、地元の観光や農林水産業等に関わる団体と連携を図りながら、地域資源の把握と磨き上げを進め、地域特有の自然と文化を活かした産業や特産品のブランド化等を推進していくとともに、近年増加する外国人観光客に配慮したインバウンド事業の展開を目指します。

また、地域で培われてきた技術や資源を活かした持続可能な雇用を創出し、特に若年層の定住化を図ることで、地域の活性化につなげます。

さらに、白山の豊かな自然と恵みを後世に引き継ぐため、自然環境や天然資源に配慮した生産と消費を図り、地域資源の持続可能な活用に努めるとともに、「白山きりまんじゃろプロジェクト^{※11}」のような環境保全と国際交流に貢献できる事業の拡充を目指します。

【取 組】

- ・ 地域資源の磨き上げとさらなる活用
- ・ 特産品のブランド化の推進
- ・ インバウンド事業の推進
- ・ 若年層の定住化の推進
- ・ 地産地消事業の推進
- ・ 自然環境や天然資源に配慮した経済活動の推進



白山の郷土食「報恩講料理」

※11 白山きりまんじゃろプロジェクト: コーヒーを飲むだけで気軽にできる環境保全プロジェクト。コーヒー1杯の代金から、白山とキリマンジャロの環境保全活動にそれぞれ5円(ご縁)が活用される。

【現 状】

各エリアへの来訪者は、マイカーでの利用が殆どであるため、駐車場の不足や国道等の幹線道路や集落内の道路において交通渋滞が発生しており、観光客への影響のほか、緊急車両の通行障害等により地域住民の生活にも大きな影響を与えています。

一方、白山ユネスコエコパークにはユネスコエコパークであることを周知するためのサインが少ないために、エリアの範囲や区分が明確でない等の課題があります。

【方向性】

効率的な交通体系の充実を目指し、関係機関及び交通事業者と連携した交通インフラの整備に向けた取り組みを推進します。

また、近年増加するインバウンドをはじめとする交流人口に対して適切な対応を進めるとともに、エリアの可視化を図り、白山ユネスコエコパークの周知に努めます。

【取 組】

- ・公共交通機関の利用促進
- ・交通環境の向上と情報発信
- ・多言語化に対応した情報発信の推進
- ・白山ユネスコエコパークのサイン整備の推進



道の駅「桜の郷荘川」に設置されているサイン(荘川エリア)

【現 状】

活火山である白山の火山防災については、国や石川県、岐阜県、福井県の関係機関等で構成する白山火山防災協議会において、2015年6月に「白山火山防災計画」が策定されました。これをふまえ、平常時から実践的な避難訓練等の取り組みが進められています。

また、登山届の提出義務化の広報、安全登山を呼びかけるチラシの配布、国立公園内の登山道等の整備や緊急速報メール配信サービス等の取り組みが進められており、利用者の安全性の確保に努めています。

【方向性】

引き続き、白山が活火山であることを周知するとともに、「白山火山防災計画」の普及・啓発を図ります。

また、白山の災害リスクを正しく理解して危機管理能力を高めるため、避難計画に基づく訓練を繰り返し実施し、地域住民の防災意識の向上や防災組織のリーダーの育成に努めます。

さらに、地域住民だけでなく、来訪者に対しても様々な災害情報を迅速かつ正確に伝えるため、携帯電話不感地帯解消の働きかけや防災行政無線、メール配信サービス、SNS等のソーシャルメディアの活用を推進します。

【取 組】

- ・ 登山届の提出義務化に対応した取り組みの強化
- ・ 防災に関する情報発信
- ・ 登山道等の整備
- ・ ESDの観点を取り入れた防災訓練や防災研修の実施
- ・ 防災意識の向上及び防災組織のリーダーの育成



白山火山防災マップ

5.4 重点方針の施策展開

【重点方針】環白山地域のプラットフォームの構築	
管理運営の施策	①環白山地域の連携

【現 状】

環白山地域は、2016年の拡張登録や白山開山1300年を契機に、地域の連携は促進されているものの、構成エリアが4県7市村にまたがるため、地域間の意識や取り組み内容に違いがあり、環白山地域全体での連携体制の構築が課題となっています。

例えば、外来種除去等の活動は各エリアで行われていますが、白山ユネスコエコパークの活動として関連づけされておらず、各エリアでの活動のみに留まっています。

【方向性】

協議会では、各エリアでの活動内容等の情報を収集し、データベース化を行い、環白山地域での情報共有を進めます。さらに、ウェブサイトやパンフレット等による情報発信の強化、ロゴマークの統一的な運用による啓発活動を推進します。

また、白山ユネスコエコパークのエリア内にある世界文化遺産や世界農業遺産、日本ジオパーク等の多様な認証制度との連携や、地域の若者による部会の実施により、エリアを超えたネットワークの形成による包括的な取り組みを推進します。

【取 組】

- ・エリア内での情報共有及びデータベース化の推進
- ・ウェブサイト・パンフレット等による情報発信の強化
- ・各種イベントでのロゴマークの活用
- ・多様な認証制度との連携
- ・若者世代のネットワークの形成
- ・白山ユネスコエコパークのサポーター登録制度の構築



住民団体との意見交換会

【現 状】

ユネスコエコパークは国際認証のプログラムであり、国内外のユネスコエコパークとネットワークを通じて結ばれています。

これまで、白山ユネスコエコパーク協議会ではユネスコ活動を通じた交流や持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献することを目的に、アジア地域やユーラシア地域での共同事業(文部科学省補助事業)の実施や事業協力のほか、ユネスコエコパーク関係者の招へい、ユネスコのMABユースフォーラムへの派遣、JICAへの協力等の様々なネットワーク活動を行ってきました。

今後、国内外のユネスコエコパークや関係機関とのさらなる連携や学び合い、相互交流が期待されます。

【方向性】

日本ユネスコエコパークネットワーク(JBRN)とともに、国内外の登録地域等との連携により、相互交流による学び合いを継続します。また、国内外に対してユネスコエコパークの魅力を発信するとともに、時代を担う人材の育成に努めます。

さらに、国際社会が抱える問題に対して国際交流活動を継続して実施することで、世界のユネスコエコパークネットワークの一員としての役割を果たします。

【取 組】

- ・多様なユネスコエコパーク関係者とのネットワークの拡充
- ・他のユネスコエコパークと連携した学習会等の開催



©UNU-IAS OUIK

国外のユネスコエコパーク関係者の招へい

6. 計画の実施

6.1 白山ユネスコエコパークの管理運営体制

(1)協議会の体制

協議会は、白山ユネスコエコパークの管理運営を担う団体として2014年1月に設立し、協議会事務局は2019年3月31日現在、白山市役所内に置かれています。

協議会は次の12者で構成され、それぞれの代表者が議決権を有する委員を務めており、協議内容に関する重要な決定は、民選の市村長等が参画する協議会(総会)で行っています。

【委員】

南砺市、白山市、大野市、勝山市、高山市、郡上市、白川村
富山県、石川県、福井県、岐阜県
NPO 法人 環白山保護利用管理協会

【幹事会及びワーキンググループ(WG)】

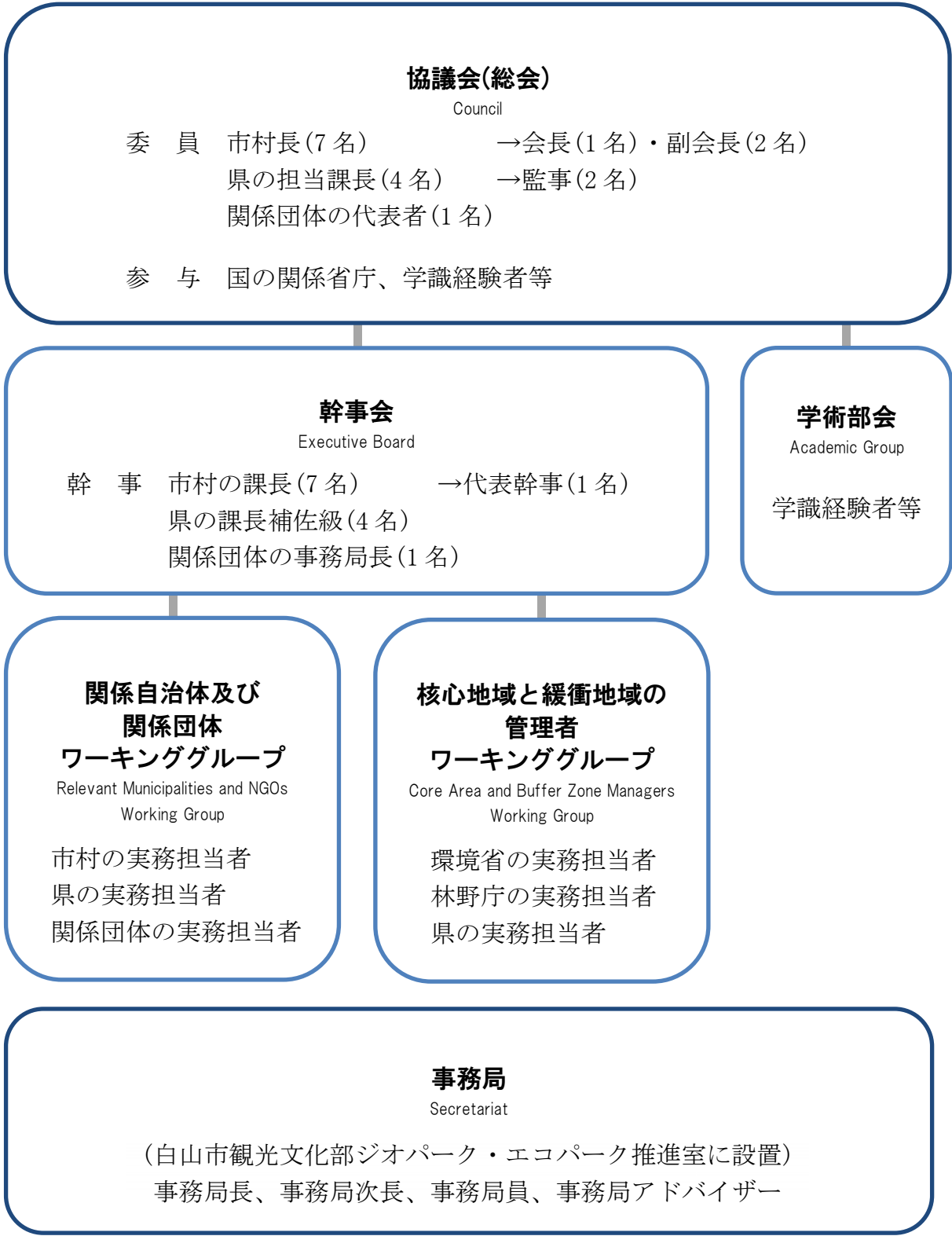
協議会での具体的な協議や調整は、会務を円滑に推進するために設置している関係自治体及び関係団体の担当者が参画する幹事会と、協議会の事業を具体的に推進するために設置している関係自治体及び関係団体ワーキンググループ、核心地域・緩衝地域の管理者ワーキンググループを中心に進めており、その他、必要に応じて利害関係者と適時調整を行っています。

【学術部会】

協議会は学術的な助言指導及び支援を受けるために学術部会を設置しており、学術部会が白山ユネスコエコパーク全体に対する助言組織となっています。学術部会は学識経験者等から構成され、学術的調査研究に関する事項や協議会の目的を達成するために必要な事項に対して、専門的助言の提供や参加・協働して事業を推進していきます。学術部会は、学術部会としての議決はできますが、決定権を有していません。

【参 与】

議決権を有しない参与として、日本MAB計画委員会に所属する学識経験者や白山信仰に関わる神社(白山比咩神社、平泉寺白山神社、長滝白山神社)、農林水産省・林野庁・国土交通省・環境省の各地方機関、国連大学サステイナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット(UNU-IAS OUIK)が参画しています。



白山ユネスコエコパーク協議会の組織図(2019年3月31日現在)

(2)協議会の役割

協議会は、白山ユネスコエコパークの管理・運営を円滑に進めるため、白山ユネスコエコパークに関するあらゆる事項について調整を図り、関係自治体や関係団体が連携し、白山ユネスコエコパークの保全と活用を推進するとともに、持続可能な発展に資することを目的に、下記に示す事業*を行います。

- 1) 白山ユネスコエコパークの自然環境の保全と適正な利用の促進に関すること。
- 2) 白山ユネスコエコパークの経済発展に関すること。
- 3) 白山ユネスコエコパークを活用した環境教育や調査研究に関すること。
- 4) 白山ユネスコエコパークの情報発信及び普及啓発に関すること。
- 5) 関係自治体及び関係団体との連絡調整と連携に関すること。
- 6) 国内外の生物圏保存地域に関係する機関及び団体との連絡調整と連携に関すること。
- 7) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

※白山ユネスコエコパーク協議会規約より抜粋

6.2 計画の推進体制

(1)管理・運営主体

白山ユネスコエコパークの管理運営主体は、地域を構成する人々であり、本計画は、地域住民、地域団体、事業者、国内外の関係団体等が連携し、参加・協働して推進します。

協議会は、白山ユネスコエコパークを連携の“プラットフォーム”として、環白山地域における保全、教育や研究、観光や農林業等の経済活動において様々な主体が連携できるよう調整の役割を果たします。

なお、白山ユネスコエコパークの管理に関わる主な利害関係者は、以下の通りです。

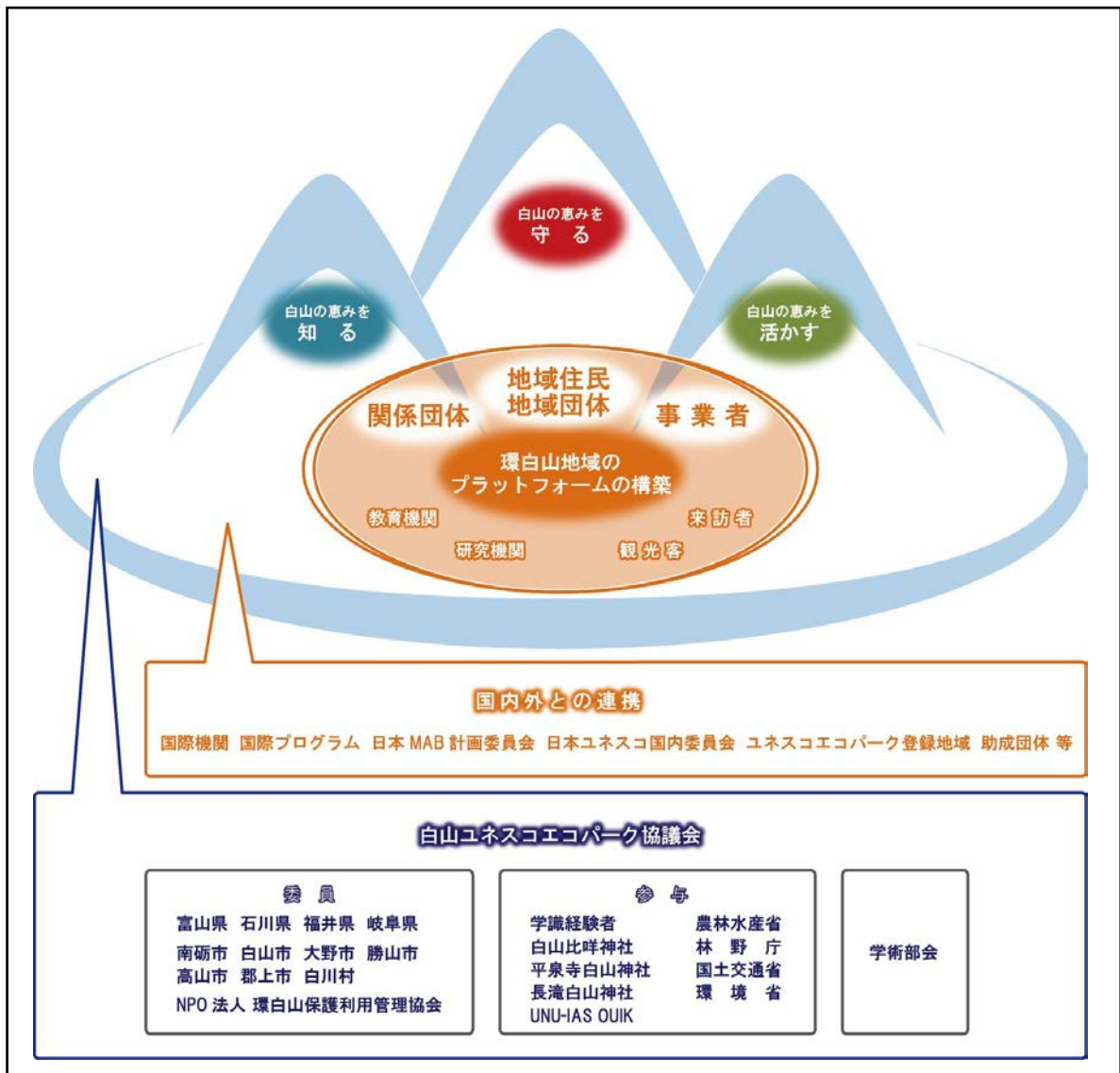
- ・ 地域住民
- ・ 自治会や町内会等の住民団体
- ・ 南砺市、白山市、大野市、勝山市、高山市、郡上市、白川村
- ・ 富山県、石川県、福井県、岐阜県
- ・ 文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁、環境省
- ・ 観光協会や観光事業者、交通事業者、商工会議所や商工業者、電力事業者
- ・ 農業組合、森林組合、漁業組合
- ・ 学校、研究機関や高等教育機関
- ・ (特に白山信仰に関わる) 寺社
- ・ 世界文化遺産や重要伝統的建造物群保存地区の保存組織、
自然や文化の保護・啓発活動・まちづくりに取り組む地域団体
- ・ 地権者

(2)住民の参画

地域住民は、白山ユネスコエコパーク管理運営計画書の実行や、日常的な管理の段階において白山ユネスコエコパークに関与しています。また、一部の市村では地域住民が参加している住民団体を活用して、地域住民と協議する場を設けています。

地域住民は、様々なレベルで自然環境や文化の保全、持続可能な地域の発展に資する活動、教育活動等に参画しており、これらの活動を持続可能に続けていくことが期待されます。

また、環白山保護利用管理協会は、白山とその周辺地域の自然、景観、歴史、文化の保全(保護)と、それらを活用した持続可能な地域振興(利用)、そしてその両方を未来に引き継いでいくこと(管理)を活動の目的としています。そのため、地域住民・企業・地方自治体・民間団体等の多様な主体が参画連携しながら各種活動を進めます。



管理・運営の推進体制図

6.3 実施状況の評価

(1)実施主体

構成員は、事業が本計画の方針に基づき効果的に実施されているか、目標評価シートに基づいて把握し、学部会より専門的助言・指導を得ながら毎年度評価を行います。

(2)事業報告

協議会の構成員及び協議会関係団体は、本計画に基づいて実施した取り組みについて、協議会事務局に報告します。

(3)進行管理

本計画の管理運営の施策に基づく取り組みの管理は、推進状況や課題の抽出、改善方法等、本計画を効果的に推進するために、PDCAサイクルにそって毎年度Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)を行います。

(4)評価結果の活用

評価結果は適切に保管し、本計画の進行管理や取り組みの改善に効果的に役立ちます。また、ユネスコへの定期報告、本計画の中間評価、リマ行動計画及び国際目標(SDGsや愛知目標等)の達成の貢献にも使用します。



PDCA サイクルの流れ

年間スケジュール

区分	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
協議会						事業計画の立案 (幹事会)	承認 (協議会)					
目標評価シート	目標評価シートの記入 (構成員)	まとめ (WG)	助言・指導 (学術部会)			調整 (幹事会)	報告 (協議会)					

















【協議会】

- ・4月の幹事会で、年度の事業計画の立案を行います。
- ・5月の協議会(総会)で、事業計画の承認を得ます。

【目標評価シート】

- ・11～12月を目途に、年間の活動内容を◎/○/△/×の4段階で評価します。
◎：十分進んでいる ○：進んでいるが課題がある
△：あまり進んでいない ×：全く進んでいない
- ・活動の評価を受けて、今後の方針(改善点)及び目標を設定します。
- ・学術部会より、今後の方針及び目標について専門的助言や指導を受けます。
- ・これらをふまえ、4月の幹事会で確認及び調整を行った上で、5月の協議会(総会)で今後の方針と目標を報告します。

白山ユネスコエコパーク管理運営計画に関する目標評価シート(一例)

SDGs	管理運営の施策	目 標	事業主体	活動内容	段 階	評 価	今後の方針
 	①生態系と種の保存の推進						
	②生態的リスクへの対応強化						
	 	③開発等への対応と二次的自然環境の保全の推進					
	④環境保全意識の向上						
 	⑤学術的調査研究の推進						
	 	⑥モニタリングの推進					
		⑦ESDの推進					
 	⑧伝統文化の保全と伝承の推進						
	 	⑨地域住民の意識向上と人材育成の充実					
	 	⑩地域資源の活用による経済活動の持続					
	⑪交流インフラの充実						
	⑫危機管理対策の推進						
	①環白山地域の連携						
	②国内外のユネスコエコパーク等との連携と国際貢献						